

政策広報
関東地方整備局

第 2 2 5 号

関東の窓

◆ 目 次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 令和 7 年度関東地方整備局関係予算が配分されました～公共事業の効率的かつ円滑な実施・順調な執行を推進します。～
2. 道路に関する新たな取組の現地実証実験（社会実験）等の公募開始～道路施策の導入に向けた検証を実施～
3. 河川工事（河川・海岸・ダム・砂防）“ナマ” 現場写真コンテスト～工事現場の瞬間の『記録と記憶』の 1 枚募集開始～
4. “令和 7 年度 官民連携基盤整備推進調査費 第 2 回案件募集” ～民間と地方公共団体が連携して取り組むインフラ整備の事業化検討を支援します～
5. 令和 7 年度「第 1 回 関東地方整備局インフラ DX 推進本部会議」を開催します～これまでの取組を確認し、さらに DX を推進していきます～
6. 「荒川放水路通水 100 周年シンポジウム」を開催します

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 官民連携事業の導入に関する先導的な取組を選定しました！～令和 7 年度「先導的官民連携支援事業」の支援対象選定結果～
2. まちづくりの課題となる空き地の対策を推進します！～「空き地の適正管理及び利活用に関するガイドライン」を公表～
3. GREEN×EXPO 2027（2027 年国際園芸博覧会）の開催を推進！～中野大臣が博覧会国際事務局（BIE）ケルケンツェス事務局長と会談を行いました～
4. スマートアイランド推進アドバイザーの派遣地域を募集！～離島地域でこれから新技術等の実装に取り組む自治体を募集します！～
5. 「道路法等の一部を改正する法律」が成立し、その一部の施行に伴う関係政省令が公布及び施行されました～改正法の円滑な施行を図ります～
6. グリーンインフラの実装に取り組む地方公共団体を支援します！～「先導的グリーンインフラモデル形成支援」対象団体の募集～
7. 国土交通省土木工事の脱炭素アクションプランを公表しました！～建設現場のカーボンニュートラルに向けて～
8. 水防月間（5 月 1 日～31 日）のお知らせ～洪水から守ろうみんなの地域～

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 令和7年度関東地方整備局関係予算が配分されました ～公共事業の効率的かつ円滑な実施・順調な執行を推進します。～

国土交通省関東地方整備局

令和7年度関東地方整備局関係予算として、18,081億円が配分されました。

○関東地方整備局の予算概要については、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/shihon/index00000026.html>

○国土交通省の令和7年度予算概要および都県別の事業実施箇所については、国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_003263.html

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02263.pdf

2. 道路に関する新たな取組の現地実証実験（社会実験）等の公募開始～道路施策の導入に向けた検証を実施～

道路部

国土交通省道路局では、新たな施策の展開と円滑に事業を実施することを目的とする現地実証実験（社会実験）を、公募により平成11年度から実施しています。

また、令和3年度より、民間企業が有するアイデア「シーズ」と地方公共団体等が抱える課題「ニーズ」をマッチングして、現地実証実験に活用できるよう、民間企業等有するアイデアの公募も行っています。

このたび、令和7年度の現地実証実験（社会実験）と民間企業等有するアイデアについて、公募を開始しますので、お知らせします。

1 道路に関する新たな取組の現地実証実験の公募（地方整備局等にて受け付け）

募集内容：道路施策の導入に先立ち場所や期間を限定し、試行・評価する現地実証実験

申請者：地方公共団体

※民間企業が現地実証実験を行いたい場合は、一緒に取り組む地方公共団体と協議会等を組織し、地方公共団体が申請することが可能です。

提出先：関東地方整備局道路部道路計画第二課

なお、実験内容や申請等に関する事前相談、問い合わせを随時受け付けています。

受付期間：令和7年4月11日（金）～5月23日（金）

公募要領等：詳細は、別添：公募要領（実証実験）を参照してください。

公募要領や【様式】公募申請書は以下のウェブサイトからダウンロードできます。

https://www.mlit.go.jp/road/demopro/public_offering/offer.html

2 民間企業等が有するアイデア公募（地方整備局等にて受け付け）

募集内容：地域の課題解決に資する道路での新たな取り組みのアイデア

応募者：民間企業等の団体

提出先：関東地方整備局道路部道路計画第二課

なお、提案内容や申請等に関する事前相談、問い合わせを随時受け付けています。

受付期間：令和7年4月11日（金）～ 5月23日（金）

公募要領等：詳細は、別添：公募要領（アイデア公募）を参照してください。

公募要領や【様式】提案書は以下のウェブサイトからダウンロードできます。

https://www.mlit.go.jp/road/demopro/public_offering/idea-offer.html

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02280.pdf

3. 河川工事（河川・海岸・ダム・砂防）“ナマ” 現場写真コンテスト～工事現場の瞬間の『記録と記憶』の1枚募集開始～

河川部

河川・海岸・ダム・砂防工事の現場は、普段の生活の場から離れた場所での工事が多く、人知れず工事が行われていることや工事の様子についても人目に触れることが少ないことから、日頃見ることが出来ない河川工事現場の写真を工事現場に携わる方より募集します。

河川・海岸・ダム・砂防工事の今しか見ることの出来ない状況を、今、見せる・見て欲しい写真として、現場の技術者の目線で写真撮影を行い、その撮影写真を募集します。優秀な作品については、河川工事の広報に活用し、広く皆さまへの河川工事への理解や興味を持っていただくことを目的としています。

- 撮影写真のテーマ：技術者目線の「現場一番の“ウリ”」写真
- 応募対象者：国土交通省が施行する河川工事（河川・海岸・ダム・砂防）に携わる者が撮影した写真
- 募集作品：令和7年2月から令和8年2月6日までに撮影された写真
- 募集期間：令和7年4月～令和8年2月6日（金）
- 作品への賞：優秀な作品には賞を授与します
- 作品の展示：令和8年4月以降、関東地方整備局内を含む様々な場所への掲示を行うとともに、関東地方整備局ホームページに掲載予定

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02278.pdf

4. “令和7年度 官民連携基盤整備推進調査費 第2回案件募集 “～民間と地方公共団体が連携して取り組むインフラ整備の事業化検討を支援します～

企画部

国土交通省では、官民が連携して策定する地域戦略に資する事業について、基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を支援するため、令和7年4月16日（水）から、令和7年度支援対象案件の第2回募集を開始します。

これに伴い、関東地方整備局においても公募要領に基づく事前調整の受付を開始します。

・官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業

民間事業活動と一体的に実施する基盤整備の事業化検討について、地方公共団体に対して、調査費補助を行っています。（補助率：1/2以内）

・募集期間

令和7年4月16日（水）～6月6日（金）

・その他

公募要領、応募様式などの詳細については、以下のURLをご確認ください。

・公募要領

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001465353.pdf>

・応募様式

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_fr9_000019.html

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02292.pdf

5. 令和7年度「第1回 関東地方整備局インフラDX推進本部会議」を開催します～これまでの取組を確認し、さらにDXを推進していきます～

企画部

関東地方整備局では、令和3年7月に「関東地方整備局インフラDX推進本部」を発足し、「インフラ分野のDX推進に向けたロードマップ」を策定して、様々な施策に取り組んでいるところです。

今回の推進本部会議では、河川や道路など各WGの取組について横断的に情報共有するとともに、好事例については各WGでの取組にも活用・反映し、更に強力に推進していくことを目的として下記のとおり開催します。

1. 日時

令和7年4月21日（月）14：00～16：00

2. 場所

さいたま新都心合同庁舎2号館 14階 災害対策本部室

3. 主な議題

- ・ 関東地方整備局インフラDX事業方針

※ 会議は、報道機関を通じて公開いたします。

※ 当日の会議資料は、関東地方整備局ホームページ上に掲載する予定です。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02295.pdf

6. 「荒川放水路通水 100 周年シンポジウム」を開催します

荒川下流河川事務所

令和 6（2024）年 10 月に荒川放水路は通水から 100 年を迎え、これまでに一度も決壊することなく、東京都の東部地域と埼玉県南部地域を守り続けてきました。気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測される中、これからも安心して暮らしていける強靱で持続可能な地域として、よりよい形で将来に引き継いでいくため、「流域治水」の取組のもと、関係する多くの皆様の協力が必要となります。通水 100 周年にあたり、流域治水の取組をより多くの皆様に知っていただき、荒川流域の未来に広く関心を持っていただくことを目的として、以下のとおり、シンポジウムを開催します。

1. 日 時 令和 7 年 6 月 1 日（日曜日）15:00～17:00（開場 14:00）
2. 場 所 赤羽会館 4 階 大ホール
〒 115-0044 東京都北区赤羽南 1 丁目 1 3 - 1
3. 主 催 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
協 力 荒川放水路通水 100 周年記念事業実行委員会
（戸田市、川口市、板橋区、北区、足立区、葛飾区、墨田区、江戸川区、江東区、埼玉県、東京都、荒川下流河川事務所）
荒川放水路通水 100 周年記念市民実行委員会
4. 主 な 内 容 添付の開催チラシをご覧ください。
5. 定 員 150 名（入場無料）
本シンポジウムは土木学会認定 CPD プログラムです。
6. 申し込み方法 添付の開催チラシをご覧ください。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02301.pdf

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 官民連携事業の導入に関する先導的な取組を選定しました！～令和7年度「先導的官民連携支援事業」の支援対象選定結果～

国土交通省では、地方公共団体等における先導的な官民連携事業の導入に関する取組を支援するため、「先導的官民連携支援事業」を実施しています。

このたび、学識経験者で構成される審査委員会による審議を踏まえ、令和7年度の支援対象として25件の調査を選定しました。

■先導的官民連携支援事業の概要【別紙1】

国土交通省が提示する、地方公共団体等からの応募を求める取組について、地方公共団体等が先導的な官民連携事業による解決を図るための調査を実施する場合に、調査委託費の全部又は一部を補助するものです。

■選定結果（採択先自治体及び調査概要一覧）【別紙2】

○募集期間：令和7年2月12日から3月4日まで

○支援対象：25件（応募：42件）

内訳：①戦略的なインフラマネジメントを担う自治体の体制の確保：6件

②スモールコンセッションの推進：10件

③「PPP/PFI推進アクションプラン」に沿った取組や、地域性を考慮した独自性の高い取組：9件

* 過年度の「先導的官民連携支援事業」支援案件については以下 URL を御参照ください。

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_tk1_000014.html)

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000266.html

2. まちづくりの課題となる空き地の対策を推進します！～「空き地の適正管理及び利活用に関するガイドライン」を公表～

国土交通省は、4月1日、空き地の適正管理及び利活用の指針となるよう、初のガイドラインをまとめました。

今後も増加が見込まれる空き地の適正管理や利活用を推進するため、地方公共団体をはじめ、空き地対策に取り組む方々の指針となる初のガイドラインです。

【ガイドラインの特徴】

（1）空き地の現状

統計調査や地方公共団体へのアンケート調査を基に、空き地が近年増加している状況やその要因、空き地がもたらしている周辺への悪影響や、対策に苦慮している地域の状況等をまとめています。

（2）空き地の適正管理と利活用に関する取組

地方公共団体、地域団体等が空き地の管理・利活用に取り組む際の参考となるよう、専門家や地域と連携した担い手の確保や、農園・菜園、緑地・広場等への転換等について、多数の先進的な取組を紹介し、地域が抱える課題への解決策を提示しています。

（３）空き地に関する条例

地域における条例に基づく対策に資するよう、これまで制定されてきた空き地に関する条例について、管理不全の空き地に対する是正措置の規定を中心に体系的に整理・分析しています。特に行政代執行については、判例等を踏まえた法的な整理や実際の運用に際してのポイントを解説しています。

（４）活用可能な各種制度等

空き地対策に活用できる個別の法制度や、民事的手続による解決手法について紹介しています。また、空き地対策に活用可能な国の支援制度をまとめています。

ガイドラインの全体版は、以下の URL で公表しております。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000099.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo02_hh_000001_00099.html

3. GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催を推進！～中野大臣が博覧会国際事務局（BIE）ケルケンツェス事務局長と会談を行いました～

国土交通省では、実態調査等に基づき、必要に応じて、直轄土木工事・業務に適用する積算基準等を改定してきています。

今般、令和7年度から適用する新基準等として、熱中症対策、働き方改革等の加速や円滑な施工体制の確保など、現場実態を踏まえた各種改定を行います。

なお、これらの新基準等は、地方ブロック発注者協議会等を通じて、全国の都道府県・政令市に情報提供する予定です。

1. 会談の詳細

日 時：令和7年4月9日（水）18：00～18：30

場 所：国土交通省（中央合同庁舎3号館4階）

出席者：博覧会国際事務局（BIE）ケルケンツェス事務局長、アクバノ展示部長、カロシェッロ儀典部長、国土交通省 中野大臣、越川 2027 年国際園芸博覧会政府委員 他

2. 会談の概要

○中野大臣からは、GREEN×EXPO 2027 の開催に向けた準備状況や BIE との連携・協力について言及しました。

○ケルケンツェス事務局長からは、GREEN×EXPO 2027 が、園芸にとどまらず気候変動や生物多様性の損失など地球規模の課題をテーマとして扱うことや、当省をはじめとする日本政府の取組について謝意が示されるとともに、博覧会開催後の会場跡地の都市公園として活用される計画に対して賛同が示され、博覧会の開催に向けて引き続き、全面的に協力していくことが表明されました。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000531.html

4. スマートアイランド推進アドバイザーの派遣地域を募集！～離島地域でこれから新技術等の実装に取り組む自治体を募集します！～

- 国土交通省では、離島地域が抱える課題解決のため、ICTをはじめとする新たな技術等の離島地域への実装を図る「スマートアイランド」の実現を推進しています。
- 令和7年度も、新技術等の実装に取り組もうとする意欲ある市町村に対して、通年で伴走支援を行います。

1. 募集の概要（詳細は募集要項（別紙1）参照）

新技術等の実装に取り組もうとする意欲ある市町村に対して、国からスマートアイランドに関する知見を有するアドバイザーを派遣し、新技術等の実装に向けて伴走支援を行います。

令和7年度の派遣地域は2地域程度を予定しており、応募様式（別紙2）の記載内容及びヒアリングの結果をふまえて選定します。

2. 応募受付期限

令和7年5月14日（水）15:00 必着

3. 応募様式の提出

上記期限までに応募様式に必要な事項を記入の上、以下まで提出ください。
詳細については、募集要項（別紙1）をご覧ください。

【提出先】国土交通省国土政策局離島振興課 中村、今井

hqt-smartisland_atmark_ki.mlit.go.jp

※「_atmark_」を「@」に置き換えてください。

4. その他

応募様式の入手や、スマートアイランドに関する情報については、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/smartisland.html>（離島振興課 HP）

<https://smartisland.mlit.go.jp/>（スマートアイランド推進プラットフォーム）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku11_hh_000128.html

5. 「道路法等の一部を改正する法律」が成立し、その一部の施行に伴う関係政省令が公布及び施行されました～改正法の円滑な施行を図ります～

令和7年4月9日、「道路法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、このうち、国土交通大臣による災害復旧等のため地方自治体が管理する自動車駐車場を活用する場合に必要な管理の代行等に係る改正規定については、公布の日（令和7年4月16日）から施行されるため、その施行に伴う関係政省令が本日公布及び施行されました。

1. 概要

改正法は、自然災害の頻発や道路の老朽化等により、安全かつ円滑な道路交通の確保の重要性が増大していることを踏まえ、道路における平時からの備えと有事における初動対応の充実等の措置を行うものです。

改正法においては、

- ・道路啓開計画の法定化
- ・国土交通大臣が災害復旧等のため地方自治体が管理する自動車駐車場を活用する場合に必要な管理を代行する制度
- ・国土交通大臣が地方道路公社の管理する道路の災害復旧等を代行する制度に係る事項について、改正法の公布の日から施行することとされました。

改正法は、令和7年4月9日に成立したところであり、改正法の公布・一部の施行に合わせ、必要な規定の整備を行う必要があります。

2. 関係政省令の改正

- (1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）について、国土交通大臣が都道府県又は市町村に代わってこれらの地方自治体の管理する自動車駐車場の管理を行う場合に代行する権限等について規定の整備を行うほか、国土交通大臣が地方管理道路の災害復旧等の代行時に併せて行使できる権限として、占用許可等を行うにあたって必要な警察署長との協議に係る権限を追加するとともに、道路啓開の代行時に併せて行使できる権限として、災害時における車両の移動等（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6）に係る権限を追加します。
- (2) 道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）及び道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）について、国土交通大臣が地方道路公社の管理する道路の災害復旧等を行う場合に代行する権限及び必要な技術的読替え並びに必要な手続き等を規定することとします。
- (3) その他所要の改正を行います。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001923.html

6. グリーンインフラの実装に取り組む地方公共団体を支援します！～「先導的グリーンインフラモデル形成支援」対象団体の募集～

国土交通省は、地域でのグリーンインフラ実装の取組みを推進するために、地方公共団体による構想・計画の策定、効果の評価・維持管理等に関する新技術・DX活用の検討、地域における連携体制の構築等の支援を行います。

- グリーンインフラは、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、社会資本整備やまちづくりの質向上・機能強化、SDGsや地方創生への貢献など、様々な地域課題の解決に寄与する取組です。
- 募集要領を見直し、昨年度と同様に既存の取組に限らず**構想・計画段階の取組について広く支援を行う**とともに、今年度は新たに**中間支援組織との協調・連携を図る取組について、重点的に支援**を行います。
- グリーンインフラ官民連携プラットフォームとの連携により、コンサルタントや専門家の派遣、地方公共団体と連携して取り組む企業等とのマッチングに加えて、**新技術・DX活用の検討、地域における連携体制の構築等**のための支援を行います。
- 本事業は、令和2年度から令和6年度までに計16団体を選定しています。

1. 応募期間

令和7年4月21日（月）～5月26日（月）17:00 必着

2. 応募方法

募集要領、応募様式（別紙２、３）をご参照ください。

3. 参考

＜グリーンインフラ懇談会資料 グリーンインフラの今後の方向性について（中間整理案）＞
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/content/001881162.pdf>

＜グリーンインフラ推進戦略＞

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000017.html

＜グリーンインフラ官民連携プラットフォーム HP＞

<https://gi-platform.com>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo10_hh_000349.html

7. 国土交通省土木工事の脱炭素アクションプランを公表しました！～建設現場のカーボンニュートラルに向けて～

国土交通省は、昨今の品確法の改正や地球温暖化対策計画等政府計画の改定を踏まえ、国土交通省の発注する土木工事に於いて、脱炭素化に向けて先進的に取り組むことで、建設現場の取組をけん引すべく、CO₂排出の過程に応じたリーディング施策のロードマップを定めたアクションプランを作成しました。

なお、今後の技術開発の動向なども踏まえながら、柔軟にプランを変更し取組を進めていくこととします。

【3つのリーディング施策】

1. 建設機械の脱炭素化
2. コンクリートの脱炭素化
3. その他建設技術の脱炭素化

＜添付資料＞

- ・アクションプラン 本文
- ・アクションプラン 概要版

今後、建設現場の脱炭素化に向けてより一層取り組んで参ります。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001200.html

8. 水防月間（５月１日～31日）のお知らせ～洪水から守ろうみんなの地域～

国土交通省では、防災・減災の取組の一環として、梅雨や台風の時期を迎えるにあたり、国民一人ひとりが水防の意義及び重要性について理解を深められるよう、毎年５月（北海道は６月）を「水防月間」と定めています。

気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害に対し、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む「流域治水」の実効性を高める重要な取組の一つとして、各地域において総合水防演習等の水防訓練や水防団等と河川管理者による共同巡視等、様々な取組を実施します。

「水防月間」中の取組

水防訓練等の実施

（１）総合水防演習

国、都道府県、水防管理団体（市町村等）が連携して、各地域で、水防団による水防活動の実践訓練と避難訓練、情報伝達訓練等を組み合わせた総合的な演習を実施します。

（２）水防管理団体が行う水防訓練

水防管理団体が、水防団（消防団を含む）を対象に、水防工法の知識の取得と技術の体得のための訓練を開催します。

（３）水防技術講習会

国、都道府県、水防管理団体が連携して、水防団員や国土交通省職員等を対象に、河川管理施設（樋門等）や災害対策車両（排水ポンプ車等）の操作訓練等を実施するとともに、水防技術を伝承する人材を育てるための講習会を開催します。

洪水予報連絡会等の開催

国、都道府県、水防管理団体等が連携して連絡会を開催し、洪水予報や水防警報といった水防活動に必要な情報の伝達体制の確認をします。

水防団等と河川管理者による重要水防箇所の共同巡視

水防団等と河川管理者が、共同で巡視を行い、水防活動を行う上で特に注意を要する箇所（重要水防箇所）や水防倉庫、水位観測所を確認し、

洪水時に適切な水防活動を行えるよう備えるとともに、地域住民の参加により地域の水防意識の向上を図ります。

河川管理施設の点検等

河川管理者が、河川管理施設を点検し必要な補修等を行うとともに、操作体制を確実にします。また、許可工作物の施設管理者に対し、必要な指導監督等を行います。

その他

国、都道府県、水防管理団体が連携し、ポスターやリーフレット等を活用して水防月間のＰＲ活動を行うなど、広く国民に向けて水防の重要性と基本的考え方の普及啓発を図ります。

また、水防団員の募集について広く呼びかけるとともに、企業等に対して水防協力団体への参画を働きかけます。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000262.html